

卜部兼永筆本『古事記』における訓読態度

小林 真美

一 はじめに

『古事記』は、その成立した和銅五（七二二）年より六六〇年近く時間が下った、応安四（一三七一）年から翌年にかけて賢瑜によって書写された、いわゆる「真福寺本」と称される伝本が、現存最古の写本並びに完本として、現在の本文校訂の底本に多く用いられている。

本稿において考察の対象とする、卜部兼永の手による写本「兼永筆本」は、真福寺本に一五〇年遅れた大永二（一五二二）年に書写された完本である。すでに先行の『古事記』写本研究で指摘されているように^①、この間に「伊勢系」とまとめられる道果本・道祥本・春瑜本が成立しているが、それらの現存箇所はすべて上巻のみであるため、兼永筆本は、真福寺本に続いて現存する完本となる。また、

この後成立する祐範本や曼殊院本、猪熊本等の諸本は、本文や訓の状況からみて、ほぼこの兼永筆本の系統を汲む転写であり、「卜部系」諸本の祖本として、兼永筆本は、『古事記』本文校訂資料を担う重要な写本といえることができる。

さて、この兼永筆本は、訓読が殆ど付されていない真福寺本と比較すると、全巻にわたり多くの傍訓を有していることが特徴である。しかしながら、校訂に用いられる本文部分とは異なり、傍訓部分に関しては、現在まで殆ど考察の機会を持っていない。少ない先行研究として、小川幸代^②は、傍訓は必ずしも兼永の訓みとは言えず、誰の訓読であるのかを特定することはできない、とする。さらには、兼永筆本には明らかに字義とかけ離れた訓を付す箇所があることも指摘し、一例として、

集^{ミカセ}御刀^{ミカセ}之^ノ手^テ上^{アヘ}血……（兼永筆本 上^④192、火神被殺）

と、「血」を「アセ」と訓む事例を挙げる。小川は、「血」は本来「アセ」と訓める字では無く、もし『古事記』の編者がそう訓ませる場合には、訓注を施すと考えられることから、これは、「編者の意図する訓みではない」として、「アセ」の訓読は忌詞の類であることを指摘する。この「血」を「アセ」と訓読するのは、『皇太神宮儀式帳』「種々乃事忌」に「血^平阿世^止云」とあり、『延喜式』巻第五(神祇五)においても、齋宮の忌詞「外の七言」のひとつにみえる。後文に掲出するが、兼永筆本では上187(火神被殺)、上464(八俣大蛇)、上764(天若日子)と、計四箇所みられることから、兼永筆本において、「血」を「アセ」と訓むことは、単なる誤読とは考えがたい。

以上の問題を踏まえつつ、兼永筆本における傍訓の問題として、本稿では、次の事例をも考察したい。中巻・崇神天皇条の系譜記事の末部に、崇神天皇と御真津比賣命の間に生まれた倭日子命の事績が、注記形式にて語られている。まずは、『古事記』修訂版⁽²⁾に拠り引用する。

次倭日子命。此王之時、始而於陵立入垣。

これによると、注記の末部「立入垣」は、「ヒトガキヲ立テキ」と訓読されている。現行のテキストや諸注釈書等も、凡て「人垣」の表記を「ヒトガキ」と訓む。一方、兼永筆本をみると、次のように記されている。

次倭日子命 此王之時、始而於陵立入垣 (中349)

当該箇所にある「垣」字は、「ハニ」と訓読されている。つまり、兼永筆本では、現在「ヒトガキ」と専ら訓まれる箇所を、「人ノハニ」と訓読するのである。

この訓読の在り方も、先述の「血」のように、「垣」の字義に見合うものとは考えにくく、兼永筆本において、ならんかの意図を持った訓読と考えられるのではないか。

二 兼永筆本『古事記』における忌避表現

はじめに、兼永筆本にみられる傍訓について、第一章に掲出した「血」を「アセ」と訓読する、いわゆる忌詞の例を挙げる。

血走(上187)

肥河変^レ血^ニ而流 (上464)

血着^ニ其矢羽^ニ (上764)

しかし、兼永筆本がすべて「血」を「アセ」と訓まないことは、次の二例から理解できる。

洗^ニ其御手^ノ之血^ニ故謂^ニ血沼海^ニ也 (中27〜28)

亦其入鹿魚之鼻血鼻故号^ニ其浦^ニ謂^ニ血浦^ニ (中900〜901)

「血」を「チ」と訓読するこの二例は、「血沼海」や「血浦」等、地名起源に関する記事内容である。同様の例は、中83「謂宇陀之血原」(神武)や、中447「作血沼

池^ツ」(垂仁)にもみられる。これらは、地名やその起源を担う文脈箇所、仮に「アセ」と訓読してしまうと、全く異なる地名を生み出してしまふ。この訓読の差異から、兼永筆本において、「血」は本文に即して、身体に関する場合にのみ忌詞を用いて、「チ」と訓むことを忌避していることが明確になり、地名起源に関する場合とでは、訓み分けがなされていることが理解できる。

次に、忌詞を離れて、身体に関する不浄を記す場合を考えてみたい。

次於屎成神(上169〜170)

理^{オサメテ}ニ^{カクレ}屎^ト戸^ニ(中836)

まず、「屎」字では、上169〜170の波迹夜須毘古神と波迹夜須毘賣神の出生を語る箇所には「クソ」との傍訓がある。同様の例は、上376「屎麻理」にもあり、地名起源記事では、中411に「屎」「謂^{クハカクレニ}屎^{ハカクレ}禪^ニ」(崇神)と二例ある。これらは、本文と照らし合わせると、他の訓を付して不浄を忌避できない箇所である。一方で、掲出したように左訓ではあるが、中836(仲哀)のように、「カクレ」と付すのも一例みられる。

其美人^{ソノ}為^{カクシスル}大便^{トキ}之時^ト(中134〜135)

この用字は全二例で、中134〜135と中136(ともに神武)の双方「カクシ」と訓み、不浄を忌避した表現をみる。

次於陰所^{ホト}成神名聞^{ホト}山津見神^{ホト}(上200)

居^{ホト}於^{ホト}陰^{ホト}者^{ホト}析雷^{ホト}(上218〜219)

「陰」字に関しては、上200では迦具土神の身体に「ホト」と付しており、同様の例は、上385「於^{ホト}於^{ホト}陰^{ホト}上^{ホト}」と、天の服織女の記事にもみられる。一方、上218の伊耶那美^{ホト}の遺体には、右に「カクレ」、左に「ホト」と二例の訓を付し、訓読のゆれがみられる。

自^{ホト}鼻口^{ホト}及^{ホト}尻^{ホト}(上430)

到^{ホト}吉野河之河^{ホト}尻^{ホト}時^{ホト}(中56〜57)

「尻」字は、名詞である上423「以^{ホト}尻^{ホト}久米^{ホト}此^{ホト}字^{ホト}以^{ホト}音繩^{ホト}」は「シリ」と傍訓を付すが、掲出した上430や上435における大気津比賣の身体に関しては「カクレ」と訓読する。一方で、「カハシリ」と訓むべき箇所を「カハカクレニ」と訓む、誤読らしきものの中56〜57にあるが、全体的には、名詞として直接訓む場合と、忌避して「カクレ」と訓む場合があり、やはり本文に応じた使用意識がある。

次に、死及び葬送に関する訓読について考察したい。

まず「死」字については、多様な訓読がなされている。
必^{ホト}千人^{ホト}死^{ホト}(上242)

於^{ホト}於^{ホト}陰^{ホト}上^{ホト}而^{ホト}死^{ホト}(上385)

所^{ホト}燒^{ホト}着^{ホト}而^{ホト}死^{ホト}(上528)

タケヘケカラハシクウセタル
比ニ 穢死人^ニ (上786)

射ニ建波途安王^ニ 死^ニ (中408〜409)

最初の上242は、「死」を「ミマカリ」と訓読する。「マカル」による訓読は、上770「死^ニ」、中674「死^ニ」(景行)と三例である。また、上385に「カムサリヌ」が一例ある。そして、「死」の訓読に最も多くみられるのは「ウス」の訓で、掲出の上528「ミウセヌ」、上786「ウセタル」の他に、中350「死^ニ」(崇神)等、計一三例みられる。これら「マカル」「カムサル」「ウス」は、直接に「シヌ」と訓読することを忌避した表現である。

一方、「シヌ」と直接訓読する例は、中82「押見打而^{シナシム}死^ニ」(神武)一例のみであり、敵である兄宇迦斯に用いることから、忌避表現を持たなかったのではないか。また、中409「コロシツ」(崇神)との訓読は、主語を国夫玖命とする文脈のため、そのように付したものと考えられる。兼永筆本において「死」は、ほぼ直接訓読されない、忌避されるものとしてあったことは明確である。

次に「崩」は、「カムサル」もしくは「カンサル」で専ら訓読されている。

ツチノヘトヲトシシハス カミサリユフ
戊寅年十二月崩 (中423)

既崩訖 (中834)

天皇崩 (下644)

まず「カムサル」は、掲出の他、中759「既崩^{カムサリマス}」(景行)、中871「既崩^{カムサリマシテ}」(仲哀)、中916「崩^{カムサリユフ}」(仲哀)の四例がある。また、「カンサル」は全六例で、掲出以外にも中166「天皇崩^{カンサリ}」(神武)等がみられる。これらは、「崩」という用字に見合う訓読であり、敬い高めた表現をもって「シヌ」と訓むことを避けたものである。「死」を遠ざけたこのような訓読も、やはり「死」の忌避表現と言えよう。

カクシマツル トハニキノサカイヒノ ヤマニ
葬ニ 出雲国与伯伎國堺比婆之山也 (上184)

葬ニ 狭木之寺間陵也 (中580)

作ニ御陵一葬 (下609〜610)

「葬」に関しては、「カクス」と訓読するのは掲出した上184の他、中916「葬^{カクシクテマツル}」于狭城楯列陵也^{サキキタチノ} (仲哀)にある。また、「ヲサム」の訓読は他に、中1074「葬^{ヲサム}」那良山也^{ヤマニ} (応神)がある。さらには、「ラク」と訓む例は、下610一例のみである。他に、中774「葬^{ハフリテ}」もみられるが、これは「大御葬」という語の一部としての訓読と考える。

冒頭に挙げた「カクシマツル」「ヲサメマツル」の訓読は、後に挙げる『積日本紀』の訓読法と一致するものである。葬送に関する忌避表現を内包する訓読がなされた箇所と認めて良いであろう。

以上の検討から、兼永筆本『古事記』における字義に即

さない訓読は、決して単一なものではなく、本文の状況に
応じて使い分けがなされていることを理解した。そして不
浄や死、葬送に関して、字義に即して訓むことが忌避され
た状況があることを指摘しておきたい。

三 『釈日本紀』にみる「秘訓」記事

さて、兼永筆本の訓読の在り方を考える上で、『釈日本
紀』における「秘訓」記事を参照しておきたい。

卜部兼文・兼方父子による『釈日本紀』「秘訓」記事は、
『日本書紀』の訓読に関する補助的な役割を担うことが主
たる役割である。しかしながら、その役割は、単に訓みに
くい語に訓を付すのみにとどまらない。事物の説明注もあ
り、実に多種多様な訓読が付されている。そして、兼永筆
本『古事記』と同じく、不浄や死、葬送に関して、字義に
即して訓むことが忌避されたものや、或いは、本文そのもの
を削除して訓まないことで忌避をする記事がみられるの
である。つまりそれは、卜部家における訓読の在り方を示
すものであり、特に「御讀」を付した注記のある記事に突
出してみられる態度である。

在^{カクレ}尻（秘訓一）

禪屎—訛也 已上十二字、御讀不可讀之。（秘訓二）

前者は、神代上第五段一書第九において、伊耶那美命の

死体にあつた八種の雷の名称を示す記事「尻に在るは黒雷
と曰ふ」に対応するものである。『釈日本紀』では、「尻」
字を「カクレ」と付している。これは兼永筆本『古事記』
にもみられる訓読で、両者が「カクレ」という忌避表現を
用い、字義に即して訓まないことを施した訓といえよう。
また、後者では「樟葉」の地名起源譚が、内容の不浄性か
ら、御読においては訓むことを禁止する記事として扱われ
ている。このような、身体に関する不浄に別の訓を施した
り、一切を省く態度は、他の箇所にも多くみられる。

さらに、死及び葬送に関する訓読の在り方についても、
考察していく。中村啓信は、「夭折」の訓読について取り
上げ、次のように指摘する。

夭折 アカラサマニスト可^レ読之

シナシムノ点不^レ可^レ読之（秘訓一）

（中略）秘訓の「アカラサマニスト可^レ読之」というの
は、「シヌ」というのを避けた表現で、「シナシムノ
点不可^レ読之」の「シナシムノ点」とあるからには「シ
ナシム」の訓は既に存在していたものであることがわ
かる。仮りに「アカラサマニス」の訓みを、釈日本紀
の著者、卜部兼方、またはその父兼文が指示したもの
としても、「シナシム」の訓みは彼らより以前から在
ったものである。したがって「シナシム」は、彼ら父

子が見た自家の日本書紀古写本、あるいは大江家のそれに在ったものか、でなければ私記のものだということになる。そのいずれであるかを明らかにすることは容易でないが、いまたしかなことは、「夭折」の訓みは、早くから「シヌ」の語が人つていたことであり、「アカラサマニス」の訓みは、死を具体的に音声に表わすことを避けるためになされた便法であつたといつてよからう。

この指摘は、他の語にもみることがができる。

葬

カクシマツル ヲサメマツル 下皆效之。
古點ハフリマツル

(秘訓一)

先述の「葬」で触れたように、『積日本紀』において「葬」字は、「カクシマツル」「ヲサメマツル」と、以下凡て訓読するように、との指示がある。古點として「ハフリマツル」が伝わっているにもかかわらず、葬送に関する語を直接読まずに訓を改めているのである。この「ハフル」と訓読しない態度は、兼永筆本『古事記』の訓読形態と一致するものであり、兼永筆本は、『積日本紀』における訓読の影響を受けたとみることができよう。

踏ニ折其腰フミシキツ 而殺之ヲ 殺字、御讀不レ可讀之。

凡是以下崩 殺、死等之字類、御讀不レ可讀之。

(秘訓二)

垂仁七年七月条の当麻蹶速と野見宿禰の相撲記事で、

『日本書紀』本文では、当麻蹶速の殺害を記す。だが、引用記事にみる通り、『積日本紀』「秘訓」では、「殺」字を訓読することを禁止し、これ以降に現われる「崩・薨・卒・殺・死」という、死に関する一切の語彙について、すべて御読においては訓読を禁止することを述べる。これは、死及び葬送が不浄・不吉なものと考えられたため、『日本書紀』本文に即すことよりも、それらの記事を忌避して訓読する、あるいは削除したものと考えられる。この点、兼永筆本『古事記』の訓読の方が、忌避表現によって訓読を試みているかぎりにおいて、やや緩やかである。

以上を踏まえると、兼永筆本『古事記』の訓読の在り方として、第二章に挙げた忌避表現が、『積日本紀』の訓読態度に影響を受けていることを再確認しておきたい。

四 「垣」字の訓読

次に、兼永筆本における、倭日子命の注記記事「立人垣タテヒト」の訓読について、取り上げることとする。

まずは当該箇所における諸本間の校異・訓読の書写状況について、比較してみる。

はじめに、現存最古の写本である真福寺本を挙げる。

次倭日子命此王之時始而於腰立人垣 (真福寺本 中209～210)

真福寺本では、多くの本文と同様に、訓読が付されていない

ない。よって、真福寺本の訓読を知ることではできない。

但し、真福寺本の当該箇所には、小野田光雄¹⁵が信瑜の筆とする大殿御本による「御本」注記が存在する。それには、「御本无人字」とある。つまり、真福寺本の採用しなかつた御本には、

次倭日子命此王之時始而於陵立垣。

つまり、「陵に垣を立つ」と記されていたと考えられ、当該箇所には本文の異同があつたことが理解できる。

続いて、卜部系諸本である延春本、祐範本、曼殊院本、猪熊本¹⁴をみると、これらは、すべて兼永筆本と同じく、「人垣」に「人ノハニ」との傍訓を付す。この他、平瀬本や九条家本等も同様である。これらは、冒頭でも触れたが、卜部系の祖本となる兼永筆本をもとに転写を重ねたもので、そのために同じ傍訓を有するのである。

この「ハニ」の傍訓が見られなくなるのは、管見では寛永版本からで、「垣」字に訓読が無い。また、度会延佳『鼈頭古事記』でも、「垣」字に訓読がみられないが、本文上で問題がある¹⁵。

次倭日子命此王之時始而於陵立垣。

写本にはみられない「止」の字を、校注無く補い、「始めて陵に人垣を立てることを止む」と訓読する。

そして、この「人垣」は、『賀茂真淵全集』の書入本¹⁶、

また、本居宣長の『古事記傳¹⁷』及び『訂正古訓古事記¹⁸』に、「ヒトガキ」との傍訓が付されたことで、訓読が変わり、以降は現行のテキスト・諸注釈書に至るまで、「ヒトガキ」と訓まれている。

それでは、兼永筆本において、他の「垣」字は、どのように訓読がなされているのか。用字の検討を試みる。

当該箇所を除き、兼永筆本における「垣」字は、以下の通りである。

作^ニ廻垣(上458)

於^ツ其垣^ニ作^ニ八門^一(上458)

倭^ト之青垣東山上^ニ(上700)

於^ニ青紫垣打成而^テ(上817〜818)

雖^レ雪雨零風吹垣如^レ石而^一(上940〜941)

坐^ニ師木水垣宮^一(中333)

坐^ニ師木玉垣宮^一(中425)

張陀垣立帷幕(中1044〜1045)

坐^ニ多治比之柴垣宮^一(下235)

坐^ニ倉椅柴垣宮^一(下746)

このうち、上940〜941の「垣」については、用字から「恒」字の誤写と考えられるが、他は現行のテキスト・諸注釈書においても、「垣」と表記されている箇所である。これらの表記は、当該箇所「人垣」の表記と一致しており、

上941、942の誤写例をのぞいて、全て「垣」字は「カキ」と付訓されている。とすると、当該箇所は、「垣」字を記しながらも「ハニ」と訓む特異な例となる。

ところで、『古事記』本文において、「ハニ」と訓読する場合には、どのように表記されているか。「ハニ」との訓読が可能な例を挙げてみる。

名ニ波途夜須毘古神此神名以音（上170）

昨出底之波途此二字以音（上848）

到於波途賦坂（下193）

これらの例を含め、「ハニ」と訓読し得る箇所は全七例存在する。だが、それらはみな音仮名表記によって記されており、上170や上848のように、「ハニ」字に音読注を充てる例も四例みられる。一方、『日本書紀』等に「ハニ」の訓を充てる用字となる「埴」は、『古事記』には一例も記されていない。

この差異については、山口佳紀に、『日本書紀』等の表記と比較した先行研究19があり、それによると、

古事記の段階では、まだ「埴」字がハニに対する安定表記としての地位を獲得していなかったであろう。

古事記で、ハニが音仮名表記されているのは、そのためと考えられる。

と説明されている。首肯しうる見解である。

以上、兼永筆本における用字及び傍訓や、『古事記』本文上の「ハニ」の表記の検討から、当該箇所である「垣」字における「ハニ」の傍訓が、字義に基づいた訓読ではないことを述べておきたい。

では、なぜ「ハニ」の訓読が付されたのか。次章以降で触れていくこととする。

五 『日本書紀』における倭彦命記事

さて、倭日子命に関する記事は、『日本書紀』垂仁条において、より詳細に記されている。20

二十八年の冬十月の丙寅の朔庚午に、天皇の母弟倭彦命薨りましぬ。

十一月の丙申の朔丁酉に、倭彦命を身狭の桃花鳥坂に葬りまつる。是に、近習者を集へて、悉に生けながらにして陵の域に埋みて立つ。日を数て死なずして、昼に夜に泣ち吟ふ。遂に死りて爛ち晁りぬ。犬鳥聚り噉む。天皇、此の泣ち吟ふ声を聞しめして、心に悲傷なりと有す。群卿に詔して曰はく、「夫れ生に愛みし所を以て、亡者に殉はしむるは、是甚だ傷なり。其れ古の風と雖も、良からずは何ぞ従はむ。今より以後、議りて殉はしむることを止めよ」とのたまふ。

（垂仁二八年一〇〜十一月）

倭彦命の葬儀に際して、近習の者を集わせ、殉死のため生きながらにして陵に埋めて立たせたこと、その泣き叫ぶ声や遺体を動物に荒らされる姿まで記し、その凄惨な殉死を語る記事である。そのために、垂仁天皇は、殉死禁止の詔勅を出している。

また、垂仁条には、次のような記事もある。

三十二年の秋七月の甲戌の朔己卯に、皇后日葉酢媛命一に云はく、日葉酢根命なりといふ。薨りましぬ。臨葬らむ

とすること日有り。天皇、群卿に詔して曰はく、「死に従ふ道、前に可からずといふことを知り。今此の行の葬に、奈之為何む」とのたまふ。是に、野見宿禰進みて曰さく、「夫れ君王の陵墓に、生人を埋み立つるは、是不良し。豈後葉に伝ふること得む。願はくは今使事を議りて奏さむ」とまうす。則ち、使者を遣して、出雲国の土部耆伯人を喚し上げて、自ら土部等を領ひて、埴を取りて人・馬及び種種の物の形を造形りて、天皇に献りて曰さく、「今より以後、是の土物を以て生人に更易へて、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」とまうす。天皇、是に、大きに喜びたまひて、野見宿禰に詔して曰はく、「汝が便議、寔に朕が心に洽へり」とのたまふ。則ち其の土物を、始めて日葉酢媛命の墓に立つ。仍りて是の土物を号けて埴輪と謂ふ。

亦は立物と名く。仍りて令を下して曰はく、「今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹てて、人をな傷り」とのたまふ。天皇、厚く野見宿禰の功を賞めたまひて、亦鍛地を賜ふ。即ち土部の職に任けたまふ。因りて本姓を改めて、土部臣と謂ふ。是、土部連等、天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、是土部連等が始祖なり。
(垂仁三二年七月)

皇后日葉酢媛命の葬儀に際し、殉死以外の葬送を模索する天皇に、野見宿禰が策を練り、土よつてできた人や馬である「埴輪」を献上した結果、天皇は大いに喜び、以後、人を殉死させる代わりに、「埴輪」を立てることを命じた、という記事である。この記事は野見宿禰の功績譚及び土師氏の起源とされ、『続日本紀』⁽²⁾にも登場し、ここでは、先述の倭彦命の葬儀における殉死が「倭彦の王子の故事」と呼ばれる。このことは、倭彦命の葬儀が、殉死の凄惨性、凶事性を物語るものとして位置付けられていたこと、すなわち殉死による葬儀の悲惨は、倭彦命の葬儀を本縁とするという『続日本紀』の歴史観を示すものと考えられる。

以上をみると、『日本書紀』の記事は、『古事記』の成立とほぼ同時期に、倭日子命の葬儀に関する伝承が存在していたことを示し、『続日本紀』においては、それがさらに根強く残っていたことを伝えている。この倭日子命に関する

る伝承理解が、『古事記』の訓読に影響を与えているのではないか。

六 兼永筆本『古事記』の訓読態度

さて、第三章で取り上げた、『積日本紀』にみられる「御讀不可讀之」との注記は、『日本書紀』の倭彦命の葬儀、及び日葉酢媛命の葬儀の記事にも付されている。

廿八年——止殉 已上、御讀不可讀之。

卅二年——土師部連等之始祖也 已上、御讀不可讀之。

(秘訓二)

『日本書紀』本文において、倭彦命の記事は「廿八年——止殉」、日葉酢媛命の記事は「卅二年——土師部連等之始祖也」をそれぞれ冒頭と文末に置く。『積日本紀』では、これらの記事を「已上、御讀不可讀之」と全体的に省く。これは、御読に際し、葬儀に関する記事を避けようとする態度でもあるが、さらに加えるならば、倭彦命の葬儀の場合には、殉死の凄惨性を語るゆえ、その訓読を敢えて行わなかったことを指摘できよう。このように考えると、『日本書紀』の当該記事を読んだ人物が、翻って『古事記』の当該記事を読んだ場合に、倭日子命の葬儀に関して、殉死の凄惨性を容易に想起し得ることは明白である。

そして、『古事記』の写本における用字状況を踏まえる

と、真福寺本「御本」注記に関して、本文の用字上、兼永筆本の祖本においても校合されたと考えられる大殿御本に、「人」字が本文として表記されていない事例も関わってくるのである。大殿御本は、「人」字を欠くことで、人を埋めたことを示す「人垣」ではなく、単なる「垣」を立てたとして、『日本書紀』記事の凄惨から逃れ、『古事記』独自の記事を立てたのではないか。

この大殿御本と兼永筆本を比較した研究には、すでに論考があるが、管見では御本記事全六三例中、兼永筆本と本文上一致するものが一七例、兼永筆本との校合による注記と一致するものが一七例ある。注記に関して照らし合わせると、それらは、ほぼ兼永筆本の誤謬を訂正する記事である。しかし、当該箇所は、そのような校合による注記すらみられず、兼永筆本では「人垣」の表記を採用する。

つまり、兼永筆本は、御本は採用せずに校合前の卜部家伝来本に従って「人垣」と記しているが、用字のままに訓読することは、『日本書紀』にみられる殉死の凄惨記事から逃れることができない。ゆえに「八二」との訓読を生み出したと考えられる。

以上の兼永筆本『古事記』及び『積日本紀』における訓読に関する考察や、大殿御本との関連性を踏まえ、兼永筆本『古事記』が『積日本紀』と共通する、あるいはその訓

読の流れを汲んでいることを捉えた上で、倭日子命の記事「人ノハニ」の訓読に還元してみたい。

まず、本来、埴輪の起源とは全く無関係な倭日子命の記事に「ハニ」の訓を生み出し、傍訓として付していることは、殉死の残酷性を物語る『日本書紀』の記事を読んでいることを明らかに示している。加えて、大殿御本のような「人」字を記さなかった写本とは異なり、「人垣」という本文が選び取られていることにより、連想されるであろう『日本書紀』の凄惨な記事から逃れるために、「ハニ」という訓読を創出したのである。つまり、当該箇所は、『日本書紀』の記事を踏まえた上で、陵墓に何かを立てるという文意と無関係にならない程度において、『釈日本紀』にみられるように凶事を訓むことを避けた表現を求めた結果、「ハニ」の訓を担ったのである。「ハニ」と訓むことで、訓読者は、実際の『古事記』本文に書かれている記事から逃れ、人間型の埴輪を立てたことを聴衆に理解させた。

そのすがたには、第二章及び第三章で考察した通り、『古事記』の訓読においても、忌避表現や訓を改めるなどして、不浄や死の凶事などを、別の言葉で置き換えていた卜部家の訓読の態度がみられる。さらに言うならば、『釈日本紀』『秘訓』記事に記された、中世の卜部家において準備されていたであろう御読（あるいは「講書」）の場に

おける訓読の意識、つまり真淵や宣長の登場する以前において、卜部家に伝わり、行なわれていた『古事記』訓読の態度が働いているものと結論付けられるであろう。

注

(1) 兼永筆本『古事記』の書誌は、以下の通り。

袋綴冊子本で上中下三冊。卜部兼永の自筆であり、大永二(1522)年に書写された。鈴鹿登本とも称す。

兼永筆本『古事記』は、西田長男が指摘するように、奥書が切り取られている。ゆえに、その伝来の詳細は、前田家に伝わる祐範本『古事記』の奥書を基に考察がなされている。

このうち成立して現存する諸写本は、ほぼこの兼永筆本の系統を汲む転写であり、卜部系諸本の祖本として、校訂上重要な資料。また、最古の写本である真福寺本には傍訓が殆どみられないが、兼永筆本では全巻にわたって傍訓及び返り点、頭書、句読点が付されている。

なお、本稿を起するに際しては、影印本である西田長男解題『卜部兼永筆本古事記』(勉誠社、S 56・4)を用いた。

(2) 古賀精一「古事記諸本の研究」『古事記大成(研究史篇)』(平凡社、S 31・11)、倉野憲司他編『校本古事記「解説篇」(統群書類従完成会、S 40・6)』等。

(3) 小川幸代「兼永本『古事記』の傍訓と訓注について」

『古事記研究大系2 古事記の研究史』(高科書店、H 11・6)。

(4) 特に断り書きの無い場合、兼永筆本『古事記』における巻数と行数を示す。以下同じ。

(5) 胡麻鶴醇之他編『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳』(神道大系編纂会、S 54・3)。

(6) 虎尾俊哉編『神道大系 古典編一 延喜式(上)』(神道大系編纂会、H 3・10)。

(7) 西宮一民編『古事記 修訂版(おうふう、H 12・11)。

(8) 最新のテキストである神野志隆光・山口佳紀校注・訳『新編日本文学全集1 古事記』(小学館、H 9・6)に到るまで、管見では他の訓読をみない。

(9) 『积日本紀』の引用は、小野田光雄校注『神道大系 古典註釈編五 积日本紀』(神道大系編纂会、S 61・12)による。

(10) 中村啓信『日本書紀の「御説不可読之」についての序章』『神道大系 古典註釈編五 积日本紀(月報61)』(神道大系編纂会、S 61・12)。

(11) 『积日本紀』を著した兼文・兼方父子から兼永までには、数代の隔たりがある。兼永の美父である兼俱などの訓読態度をどのようにみることが問題となろう。ここでは直接的な影響ではなく、卜部氏の流れとしての影響とみておきたい。

(12) 真福寺本の影印本は、小島憲之解説『国宝 真福寺

本古事記』(桜楓社、S 53・1)による。

(13) 小野田光雄校注『神道大系 古典編一 古事記』(神道大系編纂会、S 52・12) 330頁注9に、

人。底「人」の左傍に信諭筆にて「御本无人字」と注す。

とある。

(14) 延春本・祐範本・曼殊院本・猪熊本に関しては、小野田光雄編『諸本集成古事記』(勉誠社、S 56・11)による。

(15) (13)と同書、329頁注8に、

於。延「止於」と「止」字を加えて、校注なし。とある。

(16) 秋本吉徳解説『賀茂真淵全集』第二六卷(統群書類従完成会、S 56・10)による。

(17) 大野晋・大久保正編集校訂『本居宣長全集』第一一巻(筑摩書房、S 44・3)による。

(18) 享和三(一八〇三)年版による。

(19) 山口佳紀「音仮名表記と訓字表記」『古事記の表記と訓読』第三章第三節(有精堂、H 7・9)。

(20) 『日本書紀』の引用は、日本古典文学大系『日本書紀』(岩波書店、上—S 42・3、下—S 40・7)による。

(21) 『統日本紀』の引用は、新日本古典文学大系『統日本紀』(岩波書店、一—H 1・3—5—H 10・1)による。

(22) 詳細は、小野田光雄『古事記・积日本紀・風土記の文献学的研究』(統群書類従完成会、H 8・2)を参照

せられたい。

(23) 平野流卜部氏を嗣いだ兼永の書写した兼永筆本『古事記』が、平野家独自の訓読態度をどの程度有しているのかについては、口頭発表時に石塚晴通氏から貴重なご指摘を受けた。今後の研究課題としたい。吉田流卜部氏側の著した兼夏本『日本書紀』と平野流である兼方本『日本書紀』との比較などによって、さらに明らかになるであろう。

また、小林芳規「古事記訓点史」(竹岡正夫編『国語学史論叢』笠間書院、S 57・9)は、兼永筆本の訓読が、奈良時代のものを伝えたとは考えられず、平安時代中期以降もしくは「中世、特に鎌倉時代以降の書入れと考えざるを得ない」ことを指摘する。傾聴すべき見解である。

付記

小稿は、平成一五年度上代文学学会大会研究発表会(平成一五年五月二五日 於北海道大学)において口頭発表した内容を骨子とする。発表にあたり席上その他で多くの御教示を賜った諸先生に厚く御礼申し上げます。また、成稿に際しては、編集委員会の諸先生に懇切なる御助言を頂戴した。記して深く謝意を申し上げます。

『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 ワープロ原稿の場合には、表紙に四百字詰め換算した枚数を記す。
- 4 投稿論文は、原文を手許におき、コピー五部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先(学生の場合には大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切は、六月十五日、十一月十五日の年二度とする。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 10 投稿論文は返却しない。